

件 名	県立学校管理規則の一部改正について
提案理由	(1) 教育課程や中学校入学志願の資格等を定めた規定について、夜間中学である栃木県立とちぎ学びの夢学園の設置に伴い、学校の特性に合わせた所要の改正を行うもの。 (2) 学校の管理運営に資するための備付表簿として規定された学校要覧について、各学校における当該表簿の使用実態及び学校の意見等を踏まえ、その備付義務を廃止するため、所要の改正を行うもの。

1 規則改正の趣旨

- (1) 栃木市に栃木県立とちぎ学びの夢学園を設置するため、所要の改正を行う。
- (2) 学校の管理運営に資するための備付表簿として規定された学校要覧について、各学校における当該表簿の使用実態及び学校の意見等を踏まえ、その備付義務を廃止するため、所要の改正を行う。

2 規則案の内容

- (1) 教育課程や中学校入学志願の資格に関する規定等を追加する改正を行う。
- (2) 学校要覧に関する規定等を削除する改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

○県立学校管理規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（教育課程の編成） 第7条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、栃木県立とちぎ学びの夢学園においては、学校教育法施行規則第79条において読み替えて準用する同令第56条の4の規定により、特別の教育課程を編成するものとする。</u> （中学校入学志願の資格） 第14条の2 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、栃木県立とちぎ学びの夢学園に入学志願をすることのできる者は、次のとおりとする。</u> <u>（1）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における教育が受けられなかった者（学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）を除く。）</u> <u>（2）不登校その他の特別の事情により、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けないまま中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した者のうち、再度中学校に入学することが適当であると認められたもの</u> （休学） 第23条 <u>栃木県立とちぎ学びの夢学園若しくは高等学校の生徒又は幼稚部の幼児が心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き2月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、保護者等と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合には、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。</u> 2・3 略 （備付表簿） 第37条 学校は、学校教育法施行規則第28条に規定	（教育課程の編成） 第7条 略 （中学校入学志願の資格） 第14条の2 略 （休学） 第23条 _____<u>高等学校の生徒又は幼稚部の幼児が心身の故障その他真にやむを得ない事由により、引き続き2月以上出席し難いときは、あらかじめ期間を定めて、保護者等と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。この場合には、休学の事由を証するに足る書類を添えなければならない。</u> 2・3 略 （備付表簿） 第37条 学校は、学校教育法施行規則第28条に規定

するもののほか、次の表簿を備え、それぞれ下記の期間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3)～(5)</u> 略	するもののほか、次の表簿を備え、それぞれ下記の期間保存しなければならない。 (1)・(2) 略 <u>(3) 学校要覧 20年</u> <u>(4)～(6) 略</u> <u>2 前項第3号の学校要覧は、別記様式6により2部作成し、1部は、毎年5月15日までに教育委員会に提出しなければならない。</u>
---	---

別表第1 栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校の項の次に次のように加える。

栃木県立とちぎ学びの夢学園	栃木市沼和田町2番2号		男女			
---------------	-------------	--	----	--	--	--

様式4のイ中「栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校」を「栃木県立とちぎ学びの夢学園」に改める。
様式6を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(高校教育課)